

## エーザイ豊友会北海道支部会則

(名称)

第1条 本会は、エーザイ豊友会北海道支部（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、エーザイ豊友会北海道支部会員（以下「会員」という）の相互の親睦と扶助、会員とエーザイ株式会社の役員・社員との親睦を図るとともに、エーザイ株式会社との関係を緊密にして、相互の繁栄を目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、当地方に居住し本人が入会を希望した者のうち下記に該当する者とする。

(1) エーザイ豊友会会員であること

(入会)

第4条 本会に入会する者は、所定の手続きを経たものとする。

(役員)

第5条 本会には、支部会員の中から推薦された者で、次の役員をおく。尚いづれも兼任をさまたげない。

理事 若干名      監事 1名

理事の中から

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 事務局 2名（内1名は会計とする）
- (4) 同好会世話人幹事
- (5) 原稿送信責任者を互選し総会にて報告する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする

- (1) 支部長は本会を代表する。又、理事会を招集し本会を総括する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐するものとする。
- (3) 理事は理事会の構成員となり、会運営に必要な事項の協議決定に参画する。
- (4) 事務局は本会の運営業務と、本部および会員との諸連絡業務を行う。
- (5) 監事は本会の運営状況および会計状況を監査し、問題あるときはその都度理事会の開催を支部長に要求することができる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は総会から原則2年後の総会日までとする。欠員が生じたときは、速やかに後任者の補充を行う。但し、再任はさまたげない。

(会議)

第8条 本会は次の会議を持つ。

- (1) 理事会 本会運営のための案件を協議決定する。監事も出席とする。  
原則、8月、11月、2月の開催とする。
- (2) 四役会 支部長、副支部長、事務局2名(会計担当者を含む)で役員会を構成する。役員会は必要に応じて会議を開催する。
- (3) 総会 原則として年1回開催する。(4月)

総会 原則として年1回開催する。(4月)

(事業)

第9条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員親睦会
- (2) 会員名簿の発行
- (3) 同趣同好会の開催
- (4) 新会員の歓迎会の開催
- (5) 支部会員の慶弔
- (6) その他、理事会で決定した事項
- (7) 春の総会、懇親会において補助者同伴を希望する出席者については、その同伴者の出席を認める。尚、同伴者の会費は徴収しない。

(運営費)

第10条 本会の運営費は、下記をもってこれに充てる。

- (1) 豊友会交付金(臨時交付金・行動費を含む)
- (2) 通信費 会員は年間1,000円を納める。(年会費)
- (3) 臨時会費:会員親睦会などを開催するとき、必要額を出席者から徴収する。

(退会)

第11条 次の場合は退会とする。

- (1) 会員が死亡したとき
- (2) 会員から申し出があったとき

(事務局の設置)

第12条 本会の支部事務局を次に置く。

〒060-0003 札幌市中央区北3条西4-1-1 日本生命札幌ビル13F

エーザイ株式会社 札幌コミュニケーションオフィス内 豊友会事務局

TEL : 011-205-0235 FAX : 011-205-0163

(会計年度)

第13条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(会則の改定)

第14条 本会則の改定は理事会で検討の上、総会の決定による。

(実施)

第15条 2002年10月1日より本実施する。(支部設立時)

2007.10.16 (改)、2008.04.17 (改)、2009.04.16 (改)、2010.04.16 (改)

2012.04.24 (改)、2013.04.23 (改)、2014.04.22 (改)、2021.05.18 (改)

2024.04.21 (改)